

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月25日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要  
上菅田特別支援学校 雑用水ポンプ不良修繕
- 2 履行場所  
保土ヶ谷区上菅田町462  
横浜市立上菅田特別支援学校
- 3 契約日  
令和6年12月16日
- 4 履行日又は履行期間  
令和7年2月1日～2月10日
- 5 契約金額  
1,731,400円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)  
横浜市西区久保町4番12号  
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
本校A棟1階のポンプ室の雑用水加圧ポンプの2号機がエラー停止しており水漏れもみられた。教育活動及び学校運営に支障をきたすことから緊急での修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管  
教育委員会事務局教育施設課